

## 譲渡禁止特約に関する実態調査結果報告（経団連）

社団法人日本経済団体連合会事務局の協力により、同連合会会員宛に質問事項を送付し、24社から回答を受領した。この24社からの回答を、事務当局が取りまとめた結果を以下のとおり報告する。なお、参考資料7-1において掲げた質問8から17までに対する回答については、参考資料5-4として別途取りまとめている。

1. 自らが債務者となる債務について、譲渡禁止特約を付したことがありますか。

（回答の要旨）

ある	24社
ない	0社

（補足説明）

全ての会員から、自らが債務者となる債務について、譲渡禁止特約を付したことがあるとの回答があった。なお、複数の会員から、一般的に譲渡禁止特約を付しているとの回答があった（質問4に対する回答参照）。

2. （1について付したことがある場合）どのような理由から、譲渡禁止特約を付したか、理由をご教示ください。

（回答の要旨）

- ① 自社が望まない第三者に債権が移転することを回避したいということ  
を理由とするもの（13社）
- ② 過誤払の危険の回避を理由とするもの（10社）
- ③ 抗弁権（特に相殺の抗弁）の確保を理由とするもの（9社）
- ④ 事務手続の煩雑さを理由とするもの（7社）
- ⑤ 紛争に巻き込まれることを防止することを理由とするもの（2社）
- ⑥ その他の理由によるもの（3社）

※注 多くの会員が複数の回答をしているため、回答数の合計が、回答した会員の数と一致しない。

（補足説明）

- (1) 回答①の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
- 反社会的勢力等の不適切な当事者と取引関係を持つことを避けたい  
ということをも理由とするもの。

- 請負契約において、完成引渡債務を履行するためには発注者との信頼関係に基づく継続的な協議、交渉が必要であることから、当該債権が第三者に譲渡された場合には債務の履行に影響を及ぼす蓋然性が高く、また、反社会的勢力等の適切でない第三者に譲渡されてしまうことを防止する必要があるということを経由とするもの。
  - 債務者の立場としては、債権者がどのような企業・個人であるかは債務の履行に際しての重大な関心事であり、当初の債権者から一方的に変更されることを望まないということを経由とするもの。
  - 信用状態等が定かではない第三者又は望まない第三者（反社会的勢力その他不相当と思われる者）との間で、債権債務関係を結ぶことを防止する必要があるということを経由とするもの。
- (2) 回答②の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
- 実際の債権譲渡通知は、譲渡人の印鑑の有無、印鑑が真正な実印であるか否か、債権譲渡の対象となる債権の表示の不備による不明確性など、債務者側として、譲受人と称する者に支払うのが正当であるか判断が困難な場合が大半であり、何も手当がないとすれば、二重払か債務不履行による遅延利息が発生するかといういずれかのリスクの選択を迫られることになるが、譲渡禁止特約を付すことにより、債務者は、債権譲渡通知が到達したとしても、債権者不確知を理由として供託を行うことができ、上記リスクを回避することができるということを経由とするもの。
  - 債権者を固定することにより、二重払のリスクを回避することとともに、譲渡禁止特約を付しておくことにより、仮に多重譲渡が行われたとしても、債務者である弊社としては債権者不確知として供託することができる（譲渡相手方の譲渡禁止特約の存在に対する悪意又は有過失は、弊社に知り得ない事項であるため、債権者不確知といえる。）ということを経由とするもの。
- (3) 回答③の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
- 相互に代金債権・債務を負担し合う関係にある取引については、債権債務の対立関係を固定することにより、相殺適状を確保する必要があるということを経由とするもの。
  - 相殺期待を維持し、もって円滑な金融を期すということを経由とするもの。
- (4) 回答④の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
- 支払に当たっては、取引を始める取引先に対して代表者の印鑑を捺

印の上、代表印の印鑑証明書及び資格証明書を添えた口座指定書を提出してもらい、当該指定口座にシステムの支払を行うことにより、多数の債権につき、効率よく支払期限どおりに支払をしている。例えば、取引先が買掛金の債権者として銀行等に一旦債権譲渡をし、通知をするものの、平常時は原債権者である取引先に支払を継続し、改めて通知があったときに新債権者に支払うことになっているものがあるが、債権が譲渡されると、いちいち支払の都度現在の債権者を確認する必要が生じ、多数の債権の一部であっても、このような要求に対応することは非常に困難である。また、新債権者についても実印のついた口座指定書を提出してもらわない限り支払をできないので、遅滞に陥らないためには少なくとも14日前に通知をしてもらう必要がある。

- 債権譲渡の事実関係の確認や、支払先変更のための個別対応（振込先変更等）が必要となり、事務処理の工程数が増えてしまうのを避けたいということを理由とするもの。
  - 大量かつ迅速に処理を要するため、権利者を固定する必要があるということを理由とするもの。
- (5) 回答⑤の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
- 譲渡の有効性に関する争い等、紛争に巻き込まれるリスクを回避したいということを理由とするもの。
  - 債権者が倒産手続開始決定間近という危機的状況で債権譲渡を乱発する場合もあり、見知らぬ相手方やいわゆる素性がよくない相手方に譲渡されると、債権の有無や譲渡の効力の争いに巻き込まれることがあり得るため、そのような事態を避けたいということを理由とするもの。
  - 債権譲渡を巡るトラブル（譲渡人・譲受人間のトラブル、二重譲渡等）に巻き込まれるリスクを回避したいということを理由とするもの。
- (6) 回答⑥の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
- 当該債権が譲渡されると二次下請負人以降への代金の支払が滞り円滑な工事の遂行に支障をきたすおそれがあるということを理由とするもの。
  - 相手方から提示された定型様式に特約が規定されており、これを受け入れたということを理由とするもの。
  - 譲渡人に当社の信用力を無償で利用させたくないということを理由とするもの。

3.（1について付したことがない場合）譲渡禁止特約を付したことがないこと

について、何か理由があればご教示ください。

(回答の要旨)

いずれも回答なし

4. 自らが債務者となる債務について、譲渡禁止特約を付すか否かを定めるための基準や考慮要素があれば、ご教示ください。

(回答の要旨)

- ① 全ての契約に付しているとするもの（14社）
- ② 原則として全ての契約に付すこととしつつ、例外的に譲渡禁止特約を付さない事情の有無を検討するとするもの（4社）
- ③ 過誤払いの危険の回避の有無を挙げるもの（4社）
- ④ 抗弁権（特に相殺の抗弁）の確保の必要性の有無を挙げるもの（2社）
- ⑤ 契約の種類・性質に応じて決めているとするもの（2社）
- ⑥ 特にないとするもの（1社）

※注 多くの会員が複数の回答をしているため、回答数の合計が、回答した会員の数と一致しない。

(補足説明)

(1) 回答②の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- 下請代金支払遅延防止法の対象となるメーカーに対して、当該メーカーの資金繰りを支援するために、譲渡禁止特約を付さないことを検討することがある。
- 特段の基準は設けていないが、基本的には原則として債権譲渡禁止特約を付す対応とし（各種基本契約の雛形に入っている）、取引先に特段のニーズがあれば、当該事情や取引上の信頼関係等を考慮して特約を付さないこととするかどうかを検討する（紛争に巻き込まれる可能性があるような相手や、適切な対応をしてくれない相手に債権譲渡され、その相手から支払請求された際にトラブルに巻き込まれるのを避けるため。）。
- 基本的に全ての取引において譲渡禁止特約を付しているが、代金決済をファクタリング取引により行う場合には、ファクタリング取引のために必要な限りにおいて譲渡禁止特約を付さない。

(2) 回答③の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- 当該取引先との関係において、相殺適状を確保する必要があるか否か、二重払のリスクを避ける必要があるか否かなど（ただし、実

情としてはほぼ全ての契約書について譲渡禁止特約を設けている。)

(3) 回答⑤の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

○ 保険契約の種類・性質に応じて判断している。

5. 譲渡禁止特約付き債権の債権者から、当該債権を譲渡したいとして、譲渡について承諾することを求められたことがありますか。

(回答の要旨)

ある	17社
ない	7社

6. (5について求められたことがある場合)どのような対応を採ったか、また、そのような対応を採った理由について、それぞれ差し支えない範囲でご教示ください。

(回答の要旨)

承諾したことがある	15社
-----------	-----

【承諾した理由】

様々な事情を総合的に考慮したことを理由とするという回答がほとんどであったが、主に以下のような事由を考慮したとするものがあった。

- ① 譲受人の属性、信用性等 (8社)
- ② 譲渡人に対する債権保全の観点から問題ないと判断したこと (3社)
- ③ 譲渡人の資金繰り支援 (3社)
- ④ 譲渡の理由が問題ないと判断したこと (3社)
- ⑤ 譲渡人との関係維持 (3社)
- ⑥ 二重譲渡がされていないなど、誤弁済の危険が小さいと判断できたこと (1社)
- ⑦ 支払手続に支障が生じなかった (実際の支払先に変更はなかった) こと (1社)

承諾したことがない	2社
-----------	----

【承諾しなかった理由】

- ① 預金債権を譲渡したい場合には、預金を払い戻し、譲受人に送金すればよいので、そのように申し入れているという理由

(補足説明)

承諾したことがあるとする回答の中には、具体的に以下のようなものがあった。

- 保険契約の内容, 譲受人・契約者等の属性, 他の取引条件等を考慮し, 個別の事情に基づき総合的に判断した。
- 相手方, 譲渡先, 取引の内容などから個別具体的に検討し, 今後の取引においても問題ないと判断したため, 承諾したものがある。
- 譲渡の理由, 譲受人が相手先として適切であるか(属性・信用度等), 譲渡金額を考慮の上, 契約上及び実務対応上支障がないことを確認し, 承諾した例がある(妥当でないと判断し, 承諾しなかった例もある)。
- 譲渡人との取引関係や譲受人等を考慮の上, 個別に判断した。
- 債権譲渡先の企業が支払先として妥当かどうかということや, 債権譲渡の理由等を評価・検討した上で, 申出に対する諾否の判断をしており, 問題ないと判断した場合には, 譲渡を承諾している。
- 弊社が債務者である場合において譲渡承諾を求められるケースは, ①債権流動化による資金調達のための譲渡及び②一括支払方式を利用するための金融機関への譲渡が大半であるが, その場合の譲渡先はいずれも信頼に値する金融機関であるため(①についてはSPCである場合が多いが, 当該SPCは左記金融機関が設立したものであるのが一般的である。), 二重譲渡の危険について調査済みであると考えられること。
- 要請のあった取引先と弊社との関係等を慎重に判断した上で, 承諾の要請に応じたことがある。
- 債権者の経営状況を勘案の上, 譲渡先企業に問題がない場合には, 認める場合もある。
- 取引先がファクタリングシステムの利用を希望したため, その対応に必要な範囲で許諾したとするもの。
- 取引先メーカーの資金繰りをサポートする必要性が非常に大きい場合には, 譲渡を認めることがある。

7. 譲渡禁止特約付き債権を譲渡することについて承諾を求められた場合における承諾の可否を決めるための基準や考慮要素があれば, ご教示ください。

(回答の要旨)

様々な事情を総合的に考慮したことを理由とするという回答がほとんどであったが, 主に以下のような事由を考慮したとするものがあった。

- ① 譲受人の属性, 信用性等(14社)
- ② 譲渡人に対する債権保全の観点を挙げるもの(8社)
- ③ 譲渡の理由(6社)

- ④ 二重払のリスクの有無や支払手続の変更の有無（５社）
- ⑤ 譲渡人との関係（４社）
- ⑥ 契約の内容・取引の内容（３社）
- ⑦ 相手方からの信用供与の枠の設定の有無やその可能性の有無（１社）
- ⑧ 債務者所定の書面を提出すること（１社）
- ⑨ 特にない（３社）

※注 多くの会員が複数の回答をしているため、回答数の合計が、回答した会員の数と一致しない。

（補足説明）

具体的に以下のような回答があった。

- 譲渡する理由、譲渡先、その取引先に対する債権の有無・額及び（相殺の利益の観点から）信用状態。
- 民事再生に協力が必要であり、期間も限定されているなど、システムの処理を個別の人的対応に変更することが可能かつ経営上合理的な場合に限定される。
- 保険契約の内容、譲受人・契約者等の属性、他の取引条件等を考慮し、個別の事情に基づき総合的に判断。
- 取引先メーカーの弊社に対する債権は主に売掛金となるが、これを金融機関に譲渡すると、金融機関にとっては弊社のクレジットを引き受けることと同様の意味合いを持つ。当該金融機関が弊社向けローン枠を設定している場合、当該ローン枠の一部を使用することとなるため、弊社の資金調達に影響を及ぼす可能性があり、考慮要素の一つとなる。実際には、大きな影響を及ぼす可能性は小さいものの、どのメーカーがどれだけ譲渡したかについて、確実に把握しておきたいというニーズはある。
- 立替金等との相殺や契約上の抗弁権等を担保できるか否か。
- 取引先の債権譲渡を必要とする理由・程度、弊社が債権債務関係をそのまま保持したいニーズ（相殺への期待等）や、債権の譲渡人・譲受人の信用度（既存の取引先か否か等）などを衡量し、判断していると思われる。例えば、取引先のグループ再編に伴うものであれば、前向きに検討している。
- 相殺による既存の債権保全の必要性の有無や、既存の相殺対象債権の規模、債務者に対して将来信用供与する可能性の有無を基準としている。
- 当該債権に関する二重譲渡の有無、譲受人による第三者対抗要件取得の確実性など債務の弁済の相手方が法的に確定できるかという点及び当社の支払手続に大きな変更があるか否かという点などを考慮している。
- 債権者が、流動資産担保融資保証制度による融資を受ける目的で、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令第１条の２に規定する金融機

関に譲渡を申し出た場合には、債権者との間で協議している。

- 譲渡人との関係を考慮しつつ、承諾することにより、当社の不利益とならないかどうかを個別に判断することになる。具体的には、反対債権の回収に支障がないか、譲受人が反社会的勢力ではないか等を考慮する。
- 相手方、譲渡先、取引の内容などによって個別具体的に判断している。
- 購入先の経営状況が良好であること、購入先の売掛債権流動化プログラムが信頼性の高い金融機関によって実施されていること等を審査基準とし、購入先と債権の譲受人が当社指定の承諾書を提出すること、購入先が当社指定の方法で第三者対抗要件を具備すること等を承諾の条件としている（ただし、当社のグループ会社を譲受人とするファクタリングについては、原則として承諾している。）。
- 譲受人の企業名、企業規模、譲渡理由、決算状況等の各種情報を取得し、支払先として問題ないかを検討の上、承諾するか否かを決めている。
- 過去に譲渡について承諾を求められたことはないので、その都度判断することになると考えるが、譲渡先の資金的・社会的信用性や譲渡の必要性等を総合的に考慮した上で、判断することになると考える。
- 原則として、当社が譲渡禁止特約付債権の譲渡を承諾することはないが、以下の観点から、承諾することがある。
  - ① 反対債権の債権保全の観点から問題ないことが確認できた。
  - ② 当社側の事務負担が軽かった（例えば、当社の支払先は変わらず、二重払のリスクもないことを確認した）。
- 保険契約の内容、譲受人・契約者等の属性、他の取引条件等を考慮し、個別の事情に基づき総合的に判断することになる。